

平成27年雇1号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした個別延長給付の要件に該当しないとして平成○年○月○日以降基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- （1）請求人は、平成○年○月○日付けで、A県A市所在のB会社A事業所を退職した。同年○月○日、請求人はC公共職業安定所（以下「C安定所」という。）に来所し、D工場をはじめとする複数の事業所に係る離職票等を提出した。
- （2）平成○年○月○日、C公共職業安定所長（以下「C安定所長」という。）は、請求人の離職理由を会社都合による期間満了退職として、その所定給付日数を90日とする決定を行った。さらに、請求人は、個別延長給付の候補者であったため、職業相談窓口において同給付に係る説明を受け、その際、応募回数が少なくとも2回必要であることを説明された。
- （3）平成○年○月○日の認定日に、請求人はE会社（以下「事業所」という。）に応募したことを申告し、次回認定日を同月○日とする指示を受けた。その後、同月○日に来所した請求人は、同年○月○日から事業所に就職することを申告した。
- （4）平成○年○月○日、請求人はC安定所に来所し、事業所とのトラブルにより今後の求職活動等について相談したいとの申出を行い、その際、退職手続はまだ行っていないと述べたが、C安定所長は既に同月○日に「事業所を退職した」との申出を受けていたため、事業所担当者に架電し、請求人が同日付けで退職したことを確認した。C安定所長は請求人に基本手当受給のための申告書の提

出を求めるとともに、次回認定日として同月〇日を指示した。

(5) 請求人は、平成〇年〇月〇日に公共職業安定所（以下「安定所」という。）へ出頭し、同年平〇月〇日分の失業認定申告書を提出したところ、安定所長は、請求人が同日に出頭していなかったことから、同年〇月〇日から同月〇日までの2日分を不認定とした。

(6) 平成〇年〇月〇日、安定所長は、請求人に係る基本手当の支給を終了し、その際、請求人に係る個別延長給付については、同年〇月〇日の失業認定日不出頭を理由として、支給対象外とした（以下、「本件処分」という。）。

(7) 平成〇年〇月〇日、請求人は、本件処分を不服とし、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした個別延長給付の要件に該当しないとして同年〇月〇日以降基本手当を支給しない旨の処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 個別延長給付については、雇用保険法(昭和49年法律第116号。以下「法」という。)附則第5条に基づき、一定の要件を満たしている特定受給資格者等のうち、公共職業安定所長が、当該受給資格者の知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職のための支援を計画的に行う必要があると認めた者等に対して、所定給付日数を超えて基本手当を支給することができることとされて

いる。

さらに、これを具体的に検討するに当たっては、行政解釈上、一定以上の面接回数があること、不認定処分を受けていないこと、現実的に困難な条件で就職活動が続けていないことなどが要件として例示されている。

- (2) 本件についてみると、安定所長は、請求人が平成○年○月○日の失業認定日に不出頭であったことから、個別延長給付の対象外として判断したと述べている。

これに対し請求人は、当該不出頭については、要旨、事業所との労使間トラブルによりあっせんを受けることになっていたため、C安定所長に対し、雇用関係が保留状態であると伝えたにも関わらず、同安定所長は請求人を強制的に失業と認定したものである、と述べている。そこで、当該不出頭に正当な理由があると認められるか否かについて検討すると、以下のとおりである。

ア 法第15条においては、失業の認定を行う際、仮に認定日に出頭しなかった場合においても、その理由が天災その他やむを得ない理由によるものであれば、その理由を記載した証明書を提出することによって、失業の認定を受けることができるとされている。ここでいう天災その他やむを得ない理由とは、病気その他の自己の都合による場合を除き、災害や暴動、交通事故等のため、受給資格者が出頭できない場合をいうと解するべきである。

イ 請求人は、平成○年○月○日付け「受給資格決定時における申告書」を署名捺印した上でC安定所長に提出しており、それによると、「現在働いていない」及び「安定所から希望する仕事を紹介されたら、すぐに応じられる」に「はい」と回答している。

ウ このため、請求人は、認定日不出頭の理由について、あっせん申請により雇用関係が保留状態にあったためであると主張するも、当審査会としては、仮にそのような事情があったとしても、請求人自身の判断にて出頭しないとの選択をしたとみなさざるを得ず、上記法第15条に定める正当な理由に相当する事情は認められないと判断する。

- (3) したがって、請求人の認定日不出頭には、正当な理由があるとは言えず、当該不出頭を理由とした個別延長給付の不支給については、妥当なものと判断する。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成○年○月○日付けで請求人に対して

した個別延長給付の要件に該当しないとして平成○年○月○日以降基本手当を支給しない旨の処分は妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。